

一般細菌検査に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび下記項目につきましては、令和2年度の診療報酬改定に伴い実施料算定要件の一部が改正されることとなりました。これに伴い、改正内容に準拠した検査運用に変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

敬具

(記)

- 検査項目 [415]大腸菌血清型別
[416]腸管出血性大腸菌
- 変更期日 令和2年4月1日(水) 受付分より
- 実施料算定要件

【D012 33】

大腸菌血清型別 175点 (判断料:免疫学的検査)

「33」の大腸菌血清型別は、区分番号「D018」細菌培養同定検査により大腸菌が確認され、及び区分番号「D023-2」の「3」大腸菌ベロトキシン定性により毒素が確認又は腸管出血性大腸菌用の選択培地に菌の発育が確認され、並びに血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合において区分番号「D018」細菌培養同定検査の費用は別に算定できない。

【D023-2 3】

大腸菌ベロトキシン定性 194点 (判断料:微生物学的検査)

「3」の大腸菌ベロトキシン定性は、区分番号「D018」細菌培養同定検査により大腸菌が確認され、病原性大腸菌が疑われる患者に対して行った場合に算定する。

■ 検査の進み方と実施料の算定

目的菌^{※1}:腸管出血性大腸菌

	検査	実施料	算定
①	培養・同定 ・大腸菌が確認された場合②へ	180点(微生物)	不可 ^{※2}
②	腸管出血性大腸菌 ・大腸菌ベロトキシン定性により毒素が確認 又は 腸管出血性大腸菌用の選択培地に菌の発育が確認された場合③へ	194点(微生物)	可
③	大腸菌血清型別 ^{※3}	175点(免疫)	可

※1. 細菌検査依頼書の目的菌「大腸菌血清型別」にチェックの場合は、実施料算定要件に準拠し「腸管出血性大腸菌」に変更させていただきます。

※2. 「大腸菌血清型別(175点)」を算定する場合、「細菌培養同定検査(180点)」を別途に算定することはできません。

※3. 実施料算定要件に準拠した検査の進み方への変更に伴い、当該検査の“追加検査連絡票”の発行は中止させていただきます。

以上

No. 20-05